

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会則及び専門委員会規程の改正予定について

1 長野県準備委員会会則の改正予定について【施行日：総会議決日】

(1) 改正の趣旨

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催準備を効率的に推進するため、常任委員会から専門委員会への委任事項を新たに設ける。

(2) 改正の内容

改正前	改正後
<p>第 1～11 条 [略]</p> <p>(常任委員会) 第 12 条 1～8 (1) [略] 8 (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託する事項に関すること。</p> <p>(専門委員会) 第 13 条 1 [略] 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。</p> <p>第 14～20 条 [略]</p>	<p>第 1～11 条 [略]</p> <p>(常任委員会) 第 12 条 1～8 (1) [略] 8 (2) <u>専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項</u>に関すること。</p> <p>(専門委員会) 第 13 条 1 [略] 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、<u>または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告</u>しなければならない。</p> <p>第 14～20 条 [略]</p>

2 長野県準備委員会専門委員会規程の改正予定について【施行日：総会議決日】

(1) 改正の趣旨

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催準備を総合的・効率的に推進するため、「宿泊・衛生専門委員会」、「輸送・交通専門委員会」及び「式典・会場専門委員会」を設置するとともに、各専門委員会における常任委員会からの付託事項及び委任事項を定める。

(2) 改正の内容（総務企画専門委員会の関連部分を抜粋）

改正前	改正後
<p>第 1 条 [略]</p> <p>(委員会の名称等) 第 2 条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。</p> <p>第 3～6 条 [略]</p>	<p>第 1 条 [略]</p> <p>(委員会の名称等) 第 2 条 <u>委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項</u>は、別表のとおりとする。</p> <p>第 3～6 条 [略]</p>

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員 会	<p>1 総合的な計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。</p> <p>3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。</p> <p>4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。</p> <p>5 競技施設の整備計画に関すること。</p> <p>6 文化プログラムに関すること。</p> <p>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</p>	総務企画 専門委員 会	<p>1 総合的な計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。</p> <p>3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。</p> <p>4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。</p> <p>5 競技施設の整備計画に関すること。</p> <p>[削除]</p> <p>6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</p>	<p><u>1 総合的な計画の推進に関すること。</u></p> <p><u>2 文化プログラムに関すること。</u></p> <p><u>3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</u></p>